

現物配当と組織再編、 そして公表事例

制度調査部
堀内勇世

【要約】

会社法では、金銭以外の財産により行われる配当、いわゆる現物配当が可能であるとされている。この現物配当は、組織再編などへの利用が指摘されている。実際にも、グループ内再編に利用する計画を公表した事例が存在する。

1. 現物配当とは

現物配当とは、金銭以外の財産により行われる配当のことである^{(注1)(注2)}。

(注1) 会社法では「現物配当」という言葉は使われていない。

(注2) 次のレポート参照。

・「会社法下の決算・配当Q & A」(横山淳、2006.3.13作成)

旧法では、株式会社で現物配当が可能であるか否かについて解釈が分かれていたが、現在の会社法では現物配当が可能であることが明確にされている(会社法454条)。

会社法では、現物配当を行う場合の手続は次のようになっている。

原則として、株主総会の特別決議が必要である
株主に金銭分配請求権 ^(注3) が認められる場合には、株主総会の普通決議で現物配当が行える
の株主に金銭分配請求権が認められる場合、定款で配当の決定権限を取締役に委任している会社では取締役会の決議で現物配当が行える

(注3) 金銭分配請求権とは、「現物」の代わりに金銭を交付することを会社に要求する権利のことである。

会社法では、現物配当において、「一定の数以上の株式を有するものに対しては現物の配当を行い、当該一定の数に満たない株式を有するものに対してはその価値に相当する金銭を支払うこととする取扱いが認められている」(会社法454条4項2号、456条)^(注4)。



(注4) かつ書き部分は、相澤哲（法務省大臣官房参事官）他著「新会社法の解説（10）株式会社の計算等」（旬刊商事法務 No.1746〔2005.11.5〕）の26～41ページ。特に36ページ参照）からの引用である。

現物配当も、剰余金の分配の一種であるので、原則として、分配可能額の制約を受ける（会社法461条）（注5）（注6）（注7）。

(注5) 分配可能額については、次のレポート参照。

・「会社法下の分配可能額」（横山淳、2006.6.23作成）

(注6) 相澤哲（法務省大臣官房参事官）他著「新会社法関係法務省令の解説（10）分配可能額〔下〕」（旬刊商事法務 No.1768〔2006.6.5〕）の17～27ページ。特に19ページ参照。

(注7) 例外については、会社法792条、812条参照。相澤哲（法務省大臣官房参事官）他著「新会社法の解説（14）組織再編行為」（旬刊商事法務 No.1752〔2005.12.15〕）の4～15ページ。特に10ページ参照。

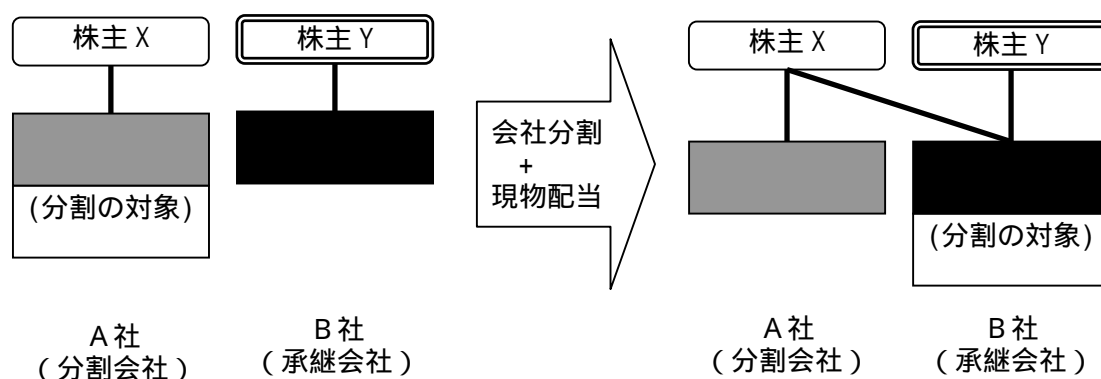
2 . 現物配当と組織再編

現物配当は、組織再編に利用される可能性が指摘されている。

例えば、次のよう使われ方が考えられている。

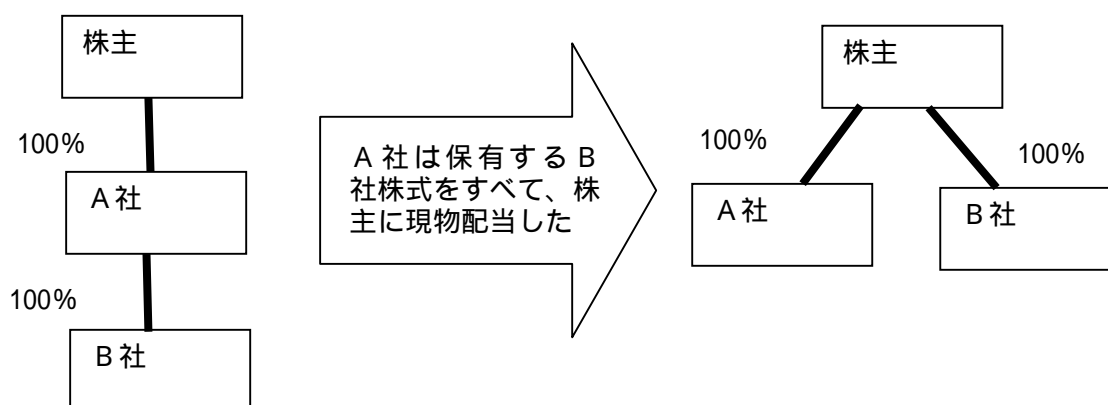
旧法で規定されていた人的分割（分割方会社分割）を、会社法で定めている会社分割（物的分割（分社方会社分割））と現物配当によって実現するケース

（例）A社がその有する事業の一部をB社に承継し、その承継の対価としてB社の株式をA社が受け取ると同時に、A社がそのB社の株式をA社の株主に現物配当する。



会社がその子会社を分離するために、株主に対して、子会社株式を「現物配当」するようなケース（いわゆるスピン・オフ）

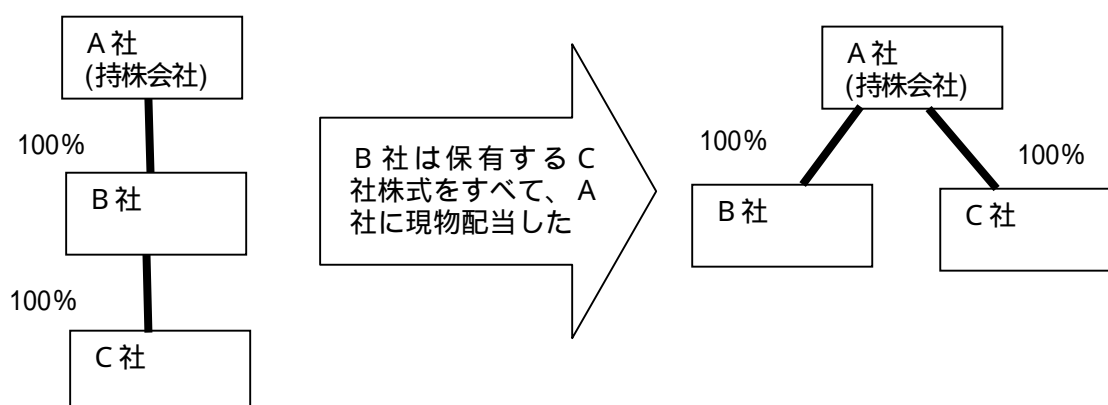
（例）上場会社A社が、その株式を100%保有する子会社B社をグループから分離するために、A社が保有する子会社B社の株式を、A社の株主に現物配当する。



(出所)大和総研制度調査部作成
(注) — は、株式保有関係を示す。

グループ内再編の一環として、孫会社を、直接株式を100%保有する子会社に移行する際に、現物配当を利用するケース

（例）持株会社A社の下に100%子会社B社が存在し、その下にまた100%子会社C社（A社の孫会社）する形態から、A社の下に直接B社とC社が並び、兄弟会社となる形態に移行する際に、現物配当を利用。



(出所)大和総研制度調査部作成
(注) — は、株式保有関係を示す。

ただし、一方で税金の問題が指摘されている^(注8)。

(注8) 「<座談会> 日本のM&A税制の到着点と改革の視点 - 新株式交換税制、三角合

併税制、組織再編税制の問題点」(MARR2006年7月号の6~20ページ。特に11~14ページ)参照。

3 . 現物配当を組織再編に利用する計画を公表した事例

最近、現物配当をグループ内の再編に利用する計画を公表した上場会社が存在する。

博報堂D Yホールディングス(2433)である。

平成18年(2006年)8月4日のプレスリリース(適時開示書類)「シェアドサービス化推進におけるグループ会社再編計画に関する追加決定事項のお知らせ」でこの旨が公表された^(注9)^(注10)。

(注9) 博報堂D Yホールディングスの次のホームページ参照。

<http://www.hakuhodody-holdings.co.jp/news/news2006.html>

(注10) 平成18年(2006年)2月22日のプレスリリース(適時開示書類)「シェアドサービス化推進における博報堂D Yグループ会社再編計画に関するお知らせ」も参照。

これは、前記2の のケースの「グループ内再編の一環として、孫会社を、直接株式を100%保有する子会社に移行する際に、現物配当を利用するケース」に該当すると考える。